

# 令和7年度介護支援専門員専門研修課程Ⅱ・更新研修A（後期）〔実務経験者〕 開催要項

受講を希望される方は、本要項を最後まで熟読の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

## 【重要】

### 【受講する研修の確認】

- ・これまでの介護支援専門員証の更新履歴や実務経験などにより、更新に必要な研修は一人一人異なります。  
**必ず、「研修フローチャート(P12~14)」で必要な研修種別をご自身で十分確認の上、お申込みください。**
- ・平成28年度の制度改正により、「専門研修課程Ⅰ又は更新研修A（前期）」、「専門研修課程Ⅱ又は更新研修A（後期）」の順での受講が定められています。今回「専門研修課程Ⅱ又は更新研修A（後期）」を受講し、次年度以降に「専門研修課程Ⅰ又は更新研修A（前期）」を受講することはできません。
- ・兵庫県社会福祉協議会福祉人材研修センター（以下「福祉人材研修センター」という。）では、介護支援専門員の登録情報や更新履歴を把握しておりません。更新に必要な研修種別の判別ができないため、万一誤った研修にお申込みいただいても、そのまま受けいたしますのでご承知おきください。確認が必要な場合は、兵庫県福祉部高齢政策課にお問合せください。（P8「15 問合せ先」参照）

### 【「主任介護支援専門員更新研修」を受講済又は受講予定の方】

- ・厚生労働省の「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」の「主任介護支援専門員更新研修実施要綱」により、主任介護支援専門員更新研修の修了者は、介護支援専門員更新研修の受講が免除されることから、**介護支援専門員証の有効期間内に、主任介護支援専門員更新研修を修了する方は、本研修の受講は不要**です。
- ・主任資格保持者は、先に主任介護支援専門員向け研修フローチャート（P14）でご確認ください。

### 【研修の受講地】

- ・更新研修の受講地は介護支援専門員証の資格登録都道府県です。**原則、兵庫県登録の方のみが本研修の受講対象者です。**
- ・他の都道府県で登録している方（兵庫県で勤務している方も含む）は、登録の都道府県と兵庫県との協議（登録地変更手続又は受講地変更手続）により受講を認められなければ、本研修の申込はできません（手続の詳細は現在登録している都道府県でご確認ください。）。
- ・登録の都道府県と兵庫県が認めた場合であっても、定員超過の場合、兵庫県登録の方を優先して受講決定します。あらかじめご了承ください。

### 【申込み前に必ず行っていただきたいこと】

- ・介護支援専門員研修専用アドレス（[cmkensyu@hyogo-wel.or.jp](mailto:cmkensyu@hyogo-wel.or.jp)）からメールを受信できるよう、アドレスの登録や受信拒否設定解除等の設定を行ってください。受信設定をせずに申込フォームから申し込まれた場合、申込完了メールが届かない場合があります。
- ・今後、必要事項を迅速かつ確実に伝達するため事務局からメールでご連絡します。お申込みの際は必ず個人専用のメールアドレスを登録してください。職場共有アドレスは使用できません。
- ・添付ファイルを送信する場合があるため、登録はパソコン・タブレット等のアドレス(Gmail や Yahoo 等を含む。)を推奨します。携帯電話等のメール（@ezweb.ne.jp、@docomo.ne.jp、@softbank.ne.jp、@icloud.com等）は、受信容量制限によりファイルが受信、閲覧できない可能性があります。

# 1 目的及び受講対象者

## (1) 専門研修課程Ⅱ

### ■目的

現任の介護支援専門員で、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、専門職としての資質向上を図ること。

### ■受講対象者

介護支援専門員証に記載の有効期間満了日が令和10年(平成40年)3月31日迄の方で、

下記ア、イのいずれも満たす方

ア 今回の申込時点で実務に従事している方

イ 現在所持する介護支援専門員証の交付を受けてからの実務経験が3年以上ある方

## (2) 更新研修A(後期)

### ■目的

介護支援専門員証更新時に研修の受講を通じて、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な専門知識及び技術の修得を図ることにより、専門職としての能力の保持・向上を図ること。

### ■受講対象者

介護支援専門員証に記載の有効期間満了日が令和10年(平成40年)3月31日迄の方で、

下記ア、イのいずれかに該当する方

ア 今回の申込時点で実務に従事しており、

現在所持する介護支援専門員証の交付を受けてからの実務経験が3年未満の方

イ 今回の申込時点で実務に従事しておらず、

現在所持する介護支援専門員証の交付を受けてからの実務経験がある方

2 主 催 兵庫県福祉人材研修センター(兵庫県指定研修実施機関)

3 研修実施期間 令和7年10月15日～令和8年2月26日  
(詳細は、P4～5「8 研修日程及び会場」に記載)

4 申込締切日 令和7年8月14日(木) 期日厳守

※介護支援専門員証(写し)の郵送についても同日の消印有効

※詳細はP6「9 申込方法」参照

5 定 員 970名

6 受講料等 21,400円(税込)

・内訳：受講料18,000円(非課税)・資料代1,200円(非課税)・  
テキスト代2,200円(10%課税、内消費税額200円)

・受講料等は、受講決定通知送付時に振込用紙を同封して請求します。指定する期日までにお振込みいただけない方は受講できません。

・適格請求書が必要な場合は、申込フォーム又は受講申込書の備考欄に「適格請求書希望」と記入し、宛先の法人・事業所名を正確に記載してください。適格請求書の要否及び宛名は、必ずご勤務先に確認願います。

・受講料納入後のキャンセルに伴う返金は、原則できません。

## 7 研修科目・時間

- ・研修日数は全6日間、研修時間は計33.5時間です。  
それぞれの研修日程については、P4～5「8 研修日程及び会場」をご参照ください。
- ・各科目の目的や内容の詳細は、福祉人材研修センターのホームページに掲載している、厚生労働省の研修実施要綱で確認ができます。HPアドレス：<https://hfkensyu.com/>

	研修科目	時間	受講方法	
1日目	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	3時間	①	
	ケアマネジメントの実践における倫理	2時間		
	リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解	2時間		
2日目	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表（講義編） 生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	1時間		
	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表（講義編） 心疾患のある方のケアマネジメント	1時間		
	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表（講義編） 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	40分		
	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表（講義編） 脳血管疾患のある方のケアマネジメント	1時間30分		
	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表（講義編） 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	1時間20分		
3日目	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表（講義編） 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	1時間		
	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表（講義編） 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が 必要な事例のケアマネジメント	1時間45分		
	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表（講義編） 看取り等における看護サービスの活用に関する事例	1時間		
	本研修の事例研究のすすめ方 ※本県独自科目（受講は必須）	1時間30分		
4日目	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表（事例研究編） 生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	1時間		②
	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表（事例研究編） 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	2時間		
	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表（事例研究編） 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が 必要な事例のケアマネジメント	2時間15分		
5日目	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表（事例研究編） 脳血管疾患のある方のケアマネジメント	1時間30分		
	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表（事例研究編） 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	2時間40分		
6日目	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表（事例研究編） 心疾患のある方のケアマネジメント	2時間		
	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表（事例研究編） 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	2時間20分		
	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表（事例研究編） 看取り等における看護サービスの活用に関する事例	2時間		

### ①: eラーニング

※期間内であれば24時間いつでも科目の順序を問わず自由に受講いただけます。

### ②: 会場へ来所（参集型）またはZOOM\*を利用したオンライン受講

\*Zoomのロゴ及び名称は、Zoom Communications, Inc.の米国及び日本法人その他の国における商標又は登録商標です。

## 8 研修日程及び会場

### (1) 1～3日目について（eラーニング）

受講指定期間（指定期間内に自宅等にて受講。24時間いつでも受講可能）

#### Aコース 10月15日（水）～10月30日（木）

- ・1～3日目は、eラーニング（講義動画を自宅等のパソコン・タブレット・スマートフォン等で学習）で受講いただきます。受講に当たっては、インターネット環境（通信機器、メールアドレス、安定した通信環境等）が必要です。詳細はP9「16 eラーニング視聴者向けシステム要件」をご確認ください。
- ・視聴期日までに配信されたすべての動画を視聴する必要があります。
- ・視聴期間中は、eラーニングにて動画を何度でも視聴できます。聞き逃しを確認することや、再度学習することができるため、学習効果を高めることが可能です。
- ・各受講者に1つずつIDを設定します。従って、複数の方が一緒に視聴した場合、ログインしたIDの方だけが「受講済」となり、他の方は「未受講」となります。同じ視聴端末を複数人で使用する場合は、時間を分けて各自のIDでログインして視聴してください。
- ・個人又は職場が所有する各視聴端末の操作方法や設定に関する質問については、本センターではお受けできませんので、必ずメーカー等にお問合せください。

※視聴環境が整わないためどうしてもeラーニング受講ができない場合は、研修センターで講義ビデオを視聴する指定のコースに参加いただけます。手続き方法や日程の詳細は、後日送付する受講決定通知にてご案内いたします。

## (2) 4～6日目について

- ・日程は、下表の①～⑩のコースから選択してください。
- ・①コースは3日間、「但馬地域の会場」で実施します。  
※会場定員の関係上、但馬地域にお住まいもしくは同地域の事業所に勤務されている方を優先します。
- ・②、⑥～⑩コースは3日間、「福祉人材研修センター」が会場となります。
- ・③～⑤コースは3日間、ZOOMで行うコースとなります。
- ・希望するコースの優先順位は6位まで選択可能ですが、申込状況により、希望コースとならない場合があります。
- ・希望コース欄に記入がない場合や、同じコースを重複して申し込まれた場合は、当センターに一任したものととしてコースを決定いたします。
- ・申込後から受講決定までの間は、希望コースの変更はできません。やむを得ない事情により決定したコースで受講できない場合は、受講決定通知に記載された指示に従い、日程変更の手続きを行ってください。

日程 コース	4日目	5・6日目	会場所在地
①コース 【但馬会場】	12月3日(水)	1月20日(火) 1月21日(水)	4日目：兵庫県豊岡総合庁舎 (豊岡市幸町7-11) 5・6日目：但馬地域(調整中)
②コース 【福祉人材研修 センター会場】	11月18日(火)	1月16日(金) 1月17日(土)	福祉人材研修センター (神戸市中央区中山手通7-28-33)
③コース 【ZOOM会場】	11月25日(火)	1月22日(木) 1月23日(金)	ZOOM
④コース 【ZOOM会場】	11月26日(水)	1月26日(月) 1月27日(火)	
⑤コース 【ZOOM会場】	11月27日(木)	1月28日(水) 1月29日(木)	
⑥コース 【福祉人材研修 センター会場】	12月4日(木)	1月30日(金) 1月31日(土)	福祉人材研修センター (神戸市中央区中山手通7-28-33)
⑦コース 【福祉人材研修 センター会場】	12月5日(金)	2月2日(月) 2月3日(火)	
⑧コース 【福祉人材研修 センター会場】	12月9日(火)	2月4日(水) 2月5日(木)	
⑨コース 【福祉人材研修 センター会場】	12月10日(水)	2月6日(金) 2月7日(土)	
⑩コース 【福祉人材研修 センター会場】	12月11日(木)	2月25日(水) 2月26日(木)	

## 注意 ③～⑤コースのZOOM受講について

- ・③～⑤コース(定員各 90 名)は、4～6日目の演習をZOOMにより実施します。
- ・ZOOMコースへ申込みいただけるのは、P10～11「17 ZOOM コース申込み(受講)要件」を全て満たす方に限ります。一つでも満たさない場合は、但馬会場又は福祉人材研修センター会場のコースにお申込みください。
- ・研修中、受講者の顔や氏名を画面に映していただき、少人数でのグループワークや発表を行います。
- ・また、演習では Google スプレッドシートを使用しますので、パソコンで Excel の基本操作ができ、演習シートの入力の問題なく行える方のみ ZOOM で受講できます。そのため、スマートフォンやタブレットの使用を前提とした受講は認められません。
- ・なお、受講に先立ち、下記日程で「ZOOMプレ研修」を開催します。この研修に参加できない方は、ZOOMコースで受講申込みはできません。また、いかなる理由があっても、ZOOMプレ研修に欠席したり、15分以上の遅刻又は離席が認められたりした場合には、ZOOMで受講できなくなりますのでご注意ください。
- ・また、ZOOMプレ研修中に、「ZOOMコース申込み(受講)要件」を満たしていないと判断した場合、但馬会場又は福祉人材研修センター会場のコースに変更いただく場合があります。

### ZOOMプレ研修指定日

コース	日程	時間
③	11月5日(水)	10:00～11:00
④	11月5日(水)	14:00～15:00
⑤	11月6日(木)	10:00～11:00

## 9 申込方法

### (1) ホームページ

当センターホームページ ( <https://hfkensyu.com/> ) の専用申込フォームに必要事項を入力の上、「研修を申し込む」ボタンをクリックしてください。フォームに入力いただいたメールアドレスに、入力内容が送信されて申込受付完了です。

専用申込フォーム：トップページ>介護支援専門員の試験・研修・様式について>介護支援専門員の研修(資格の更新研修含む)>介護支援専門員の更新研修を受講したい>専門Ⅱ・更新A(後期)

### (2) 郵送

別紙の受講申込書に必要事項を記入の上、簡易書留で福祉人材研修センターへ郵送してください。

### 【共通】介護支援専門員証(顔写真付カード)の写しの郵送

(1)(2)のどちらでお申し込みの場合もご郵送いただく必要がございます。

拡大縮小などの変倍はせず、所定の様式(P22)に貼り付けてください。

※送付時は、P8の宛名ラベルを切り取ってご活用ください。

## 10 受講決定

- ・原則として先着順に受付しますが、申込み多数の場合は、今回受講できなければ有効期間内に更新できない方を優先し、受講決定します。
- ・申込者全員に対し、令和7年8月29日(金)頃に受講の可否に係る通知を郵送します。令和7年9月5日(金)までに通知が届かない場合は、必ず本要項P8「15 問合せ先」の(1)までご連絡ください。  
※引越し等で住所を変更した場合は、必ず当センターへご連絡ください。お申し出の失念等、受講者側の責により各種通知、テキスト等が不着となった場合は着払いで再送します。
- ・必ずしも希望したコースに決定するとは限りません。あらかじめご承知おきください。

## 11 研修受講前の事前課題（注意）

- ・本研修では、4日目及び5日目に事前課題（ご自身でケアプランを立て、その後ご自身の担当ケースとしてモニタリングを行なっている、あるいは行なった経験のある事例）をご提出いただきます。
- ・事前課題の様式は受講決定通知書に同封します。
- ・4日目及び5日目に事前課題を提出できない方は、研修を受講できません。
- ・演習③～⑤コース（ZOOM）の場合は、4日目及び5日目での課題提出ではなく、**10月中旬頃を目途に**事前課題を郵送にて提出いただきます。詳細につきましては受講決定通知をご確認ください。

## 12 研修の修了要件及び研修修了評価（注意）

- ・厚生労働省の研修実施要綱により、研修修了に係る「評価制度」が導入されています。受講状況等により、受講の中断や退出を命じ、研修の修了を認めない場合があります。
- ・本研修においては、欠席や各科目15分以上の遅刻・離席・早退が認められた場合は、当該科目の受講が認定されません。状況によっては、別コースへの日程変更も対応できない場合があります。
- ・研修期間中において、合計30分以上の遅刻・離席・早退が確認された場合は、その時点で研修修了が認められません。

## 13 個人情報の取扱い

- ・取得した個人情報については、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき本研修の運営に利用させていただくとともに、研修の適正かつ円滑な実施及び介護支援専門員証の更新・再交付に係るご案内のために必要となる情報については、**兵庫県福祉部高齢政策課に提供させていただきますのでご了承ください。**

## 14 教育訓練給付制度を利用する際の注意事項

- ・以下のとおり**特定一般教育訓練講座**の指定を受けるための**申請中**です。場合によっては指定を受けることができないこともありますので、予めご承知おきください。（結果は9月下旬の予定）

介護支援専門員専門研修課程Ⅱ：新規指定申請中

介護支援専門員更新研修A（後期）：一般から移行申請中（※対象者は2回目以降の更新の方に限る）

- ・教育訓練給付制度とは、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、教育訓練経費の一部が支給されるものです。制度の詳細については、厚生労働省のホームページ又はお住まいの地域を管轄するハローワークでご確認ください。
- ・受講開始前の手続きまでに訓練対応キャリアコンサルタントによる「**訓練前キャリアコンサルティングを受けなければ、「特定一般教育訓練給付金」を受給することはできません。**」なお、受講開始前の手続きは受講開始日の2週間前までに行う必要があります。
- ・教育訓練給付金の支給申請を行う場合、対象となる教育訓練経費は自己負担額のみです。自己負担額が20,005円を超えない場合は、支給対象にはなりませんのでご注意ください。
- ・希望者は、受講開始日（令和7年10月15日）現在における受給資格の有無について、公共職業安定所（ハローワーク）に照会することができます。
- ・特定一般教育訓練明示書はP15～21をご確認ください。

福祉人材研修センターホームページ  
教育訓練給付制度の活用について



厚生労働省ホームページ  
教育訓練給付金の支給申請手続について



※制度の詳細については、**お住まいの地域の公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。**

## 15 問合せ先

### (1) 研修に関すること

兵庫県社会福祉協議会 福祉人材研修センター 研修推進部  
〒650-0004 神戸市中央区中山手通7-28-33  
TEL：078-367-5211(平日：9時～17時) FAX：078-367-4522  
電子メール：cmkensyu@hyogo-wel.or.jp

### (2) 介護支援専門員の登録・証の更新(有効期間、登録番号)、受講地・登録地変更に関すること、 受講すべき研修がわからない場合(前回受講した研修が不明でフローチャートを判断できない等)

兵庫県福祉部高齢政策課 企画調整班  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1  
電子メール：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp  
ホームページ：[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18\\_000000008.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000008.html)

**※メールでのお問い合わせにご協力をお願いいたします。**

※お問い合わせの際は、登録番号、氏名、生年月日、連絡先電話番号を必ず記載してください。

#### 【「研修実施基本方針」「研修受講ルール」をご確認ください】

福祉人材研修センターでは、研修運営に当たって少しでも安心してご受講いただけるよう、下記のとおり「研修実施基本方針」・「研修受講ルール」を定めて運営しています。ご受講に当たっては、下記の「基本方針・受講ルール」が適用されますので、ご同意の上、お申し込みください。

研修実施基本方針→



研修受講ルール→



----- 切り取り線 -----

〒650-0004

兵庫県神戸市中央区中山手通7丁目28-33 兵庫県福祉人材研修センター1階  
兵庫県社会福祉協議会 福祉人材研修センター 研修推進部 行

令和7年度介護支援専門員専門Ⅱ・更新A(後期) 申込書類在中

## 16 e ラーニング視聴者向けシステム要件

e ラーニングでは、視聴開始期間前に動画の視聴に必要な ID 及びパスワードを別途通知します。視聴に必要な環境及びログイン画面のイメージは以下のとおりです。

### (1) 視聴に必要な環境

#### 共通

ディスク空き容量	1GB 以上推奨
メモリ	1GB 以上推奨
回線速度	2Mbps 以上推奨

#### スマートフォン/タブレット

Android	4.4 以上
iOS	9.0 以上

#### パソコン

OS	Windows/Mac
バージョン	最新版を推奨

#### インターネットブラウザ

使用ブラウザ( <u>Google Chrome</u> )のアイコン	
使用を <u>推奨しない</u> ブラウザのアイコン	

### (2) e ラーニング視聴に当たっての注意事項

#### 【注意！！】

ログイン ID としてお申込み時のメールアドレスを使用します。

お一人ずつ個別のメールアドレスが必要であるため、職場の代表アドレス等複数名で同一アドレスを共用することはできません。

登録したメールアドレスの変更を希望する場合は、以下のメールアドレスに変更後のメールアドレスを記載し送信ください。

メール送信先:

[cmkensyu@hyogo-wel.or.jp](mailto:cmkensyu@hyogo-wel.or.jp)

件名:メールアドレス変更希望  
本文:研修名、受講番号、お名前、  
変更後のメールアドレス



The image shows the login interface for 'Smart Boarding'. It features the logo at the top left. Below it are two input fields: 'メールアドレス\*' (Email address) and 'パスワード\*' (Password). A note below the password field states '英数字6桁以上で入力してください。' (Please enter with 6 or more alphanumeric characters). There is a checkbox for 'ログイン情報を保存する' (Save login information) and a link for 'パスワードを忘れた方はこちら' (Click here if you forgot your password). A blue 'ログイン' (Login) button is at the bottom.

## 17 ZOOM コース申込み(受講)要件

★ZOOM コースは、以下の全ての要件を満たす方のみ申し込むことができます。  
一つでも当てはまらない要件がある場合は但馬会場又は福祉人材研修センターの  
 コースでお申し込みください。

申込み要件	チェック
<p><b><u>①カメラ・マイク機能のあるパソコンで受講ができる</u></b></p> <p>▶ タブレット、スマートフォンでの受講は認めません。</p>	
<p><b><u>②一人1台のパソコンで受講ができる</u></b></p> <p>▶ 氏名、受講番号で出席確認を行います。1台のパソコンで複数名受講することは認めません。</p>	
<p><b><u>③Zoom のアプリケーション(以下Zoomアプリ)をダウンロード・インストールし、接続することができる</u></b></p> <p>▶ ダウンロード・インストールは無料ですが、通信料は受講者負担です。</p>	
<p><b><u>④安定した通信環境、静かな場所で受講ができる</u></b></p> <p>▶ 騒がしい環境で受講されると、他の受講者に迷惑が掛かります。特に職場で受講する際は、事務所等人が出入りする環境で受講しないでください。</p> <p>▶ 不安定な通信環境で受講し、画面フリーズやZoomアプリが強制終了となった場合も離席時間として取り扱います。</p>	
<p><b><u>⑤カメラ、マイク、スピーカーが正常に作動している</u></b></p> <p>▶ 受講の際は、ヘッドセット又はマイク付イヤホンを使用してください。</p>	
<p><b><u>⑥過去にZoomを利用して研修・会議に参加したことがある</u></b></p> <p>▶ 研修当日は、一人で操作ができることが前提です。</p>	
<p><b><u>⑦Zoomの基本的な操作※ができる</u></b></p> <p>※基本的な操作とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>カメラのオンオフ、マイクのミュート切替ができる</u></li> <li>○<u>入室の際、若しくは入室後に氏名を変更できる</u></li> <li>○<u>ブレイクアウトルームに参加し、グループワークができる</u></li> <li>○<u>リアクション機能が使える</u></li> </ul> <p>以上のことを指します。</p>	

次ページに続きます

申込み要件	チェック
<p><b>⑧Google スプレッドシートに演習内容を入力できる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 基本操作は Excel と同じです。</li> <li>➤ Google アカウントでのログインは不要です。</li> </ul>	
<p><b>⑨11月5日・6日に開催する ZOOM プレ研修に参加できる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ プレ研修に参加できない場合は、本番の研修(③～⑥)の ZOOM コースにも参加できません。</li> </ul>	
<p><b>⑩上記⑨のプレ研修に参加できなかった場合※又はプレ研修中に①～⑧の要件を満たしていないことが判明した場合に、参集型コースへ変更することに同意できる</b></p> <p>※参加できなかった場合とは、欠席に加え、15分以上の遅刻、離席、早退の他、氏名が分からないことによる出席未確認を含みます。</p>	

## 【ZOOM コース申込みに係る注意事項】

- 上記①～⑩の要件を満たす方のみ、演習日程の③～⑤の希望コースを入力してください。
- Zoomコースで決定後に参集型コースに変更することは可能ですが、参集型コースからZoomコースに変更することはできません。
- Zoomアプリのダウンロード、インストールは無料ですが、研修受講等に係る通信料金は受講者負担となります。
- Zoomアプリの仕様や接続方法、使い方については当センターでお答えできません。以下のURLよりご自身で確認してください。
  - ★接続テスト:<https://zoom.us/test>
  - ★推奨環境:<https://onl.la/jKd95dD>
- ご自身のパソコン環境については当センターではわかりかねますので、購入店舗やメーカーに直接お問合せください。
- セキュリティの観点から、公共の Wi-Fi を利用して参加することを禁止します。必ず個人又は事業所等のセキュリティが保護された通信環境で受講してください。

# 介護支援専門員資格の更新について（必ずご確認ください）

## 【更新研修受講の可能時期】

各種更新研修は、有効期間満了日の**2年度前**より受講が可能です。  
有効期間満了日までに研修を修了し、更新申請を行えない場合、介護支援専門員証の更新ができなくなりますので、余裕をもって受講していただくことをお勧めします。

例) 有効期間満了日が令和9年2月の場合、2年度前である令和6年度の更新研修ら受講可能。

## 【実務経験期間】

- ・ **現在お持ちの介護支援専門員証の交付日以降の通算期間が対象**です。
- ・ 「実務に就く」「実務経験」とは、**介護支援専門員として**介護サービス計画書の作成業務に従事（ケアプラン・予防プランの作成）した経験をいいます。実務経験算定に雇用形態は関係ありません。
- ・ 居宅介護支援事業所の管理者については、管理者としての期間も実務経験があると認められます。
- ・ 一方、要介護認定の調査業務や連絡調整のみを行っている場合や、**地域包括支援センターにおいて介護支援専門員以外の職種で予防プラン等の作成を行っている場合は、実務経験に含まれません。**

## 【研修の申込時期や受講方法など】

**各種研修の研修実施機関にお問い合わせください。**研修実施機関は下記の通り。

研修種別	実施機関
○再研修・更新研修B ○専門研修課程Ⅰ・更新研修A(前期) ○専門研修課程Ⅱ・更新研修A(後期)	福祉人材研修センター TEL：078-367-5211 URL： <a href="https://hfkensyu.com/">https://hfkensyu.com/</a>
○主任介護支援専門員研修 ○主任介護支援専門員更新研修	兵庫県介護支援専門員協会 TEL：078-221-4102 URL： <a href="https://hyogo-caremanet.com/">https://hyogo-caremanet.com/</a>

受講が必要な研修については次ページ以降のフローチャートをご確認ください。

- ・ 主任資格をお持ちでない方、主任資格の更新を行わない方→2ページ目
- ・ 主任資格をお持ちの方→3ページ目

# 介護支援専門員証の交付・更新の研修フローチャート

## 【注意】

- ・研修を修了しただけでは証は更新されません。**必ず県へ申請手続きを行ってください。**
- ・受講漏れがないよう、ご注意ください。  
特に、**2つの研修を受講しなければならない方は受講漏れが多い**ため、必ずご確認ください。

## 【有効期間が満了している方】

★再研修★

受講しなければならない研修は  
AIチャットボットからも確認できます。



△ AIチャットボット

前回、受講した研修が

【実務研修】 または 【更新研修B】 または 【再研修】

現在お持ちの証の有効期間内に  
実務に従事した経験がありますか？

いいえ

★更新研修B★

現在お持ちの証の有効期間内における  
実務経験期間が…

はい

ご自身の状況により、それぞれの研修を①→②の順番で  
**2つ**受講してください。

※①の受講漏れが多いため、ご注意ください。

①

・6ヵ月以上あり、研修申込時点で実務に就いている方

★専門研修課程Ⅰ★

・6ヵ月未満の方  
・6ヵ月以上あり、研修申込時点で実務に就いていない方

★更新研修A（前期）★

②

・3年以上あり、研修申込時点で実務に就いている方

★専門研修課程Ⅱ★

・3年未満の方  
・3年以上あり、研修申込時点で実務に就いていない方

★更新研修A（後期）★

前回、受講した研修が

【専門Ⅱのみ】 または 【更新A（後期）のみ】 または 【主任更新研修】  
または 【専門Ⅰ／更新A（前期）と 専門Ⅱ／更新A（後期） ※2つ受講した方】

現在お持ちの証の有効期間内に  
実務に従事した経験がありますか？

いいえ

★更新研修B★

現在お持ちの証の有効期間内における  
実務経験期間が…

はい

該当する研修をいずれか受講してください。

※有効期間内に主任更新研修を修了している方は、証更新のための研修が免除されますので、受講不要です。

・3年以上あり、研修申込時点で実務に就いている方

★専門研修課程Ⅱ★

・3年未満の方  
・3年以上あり、研修申込時点で実務に就いていない方

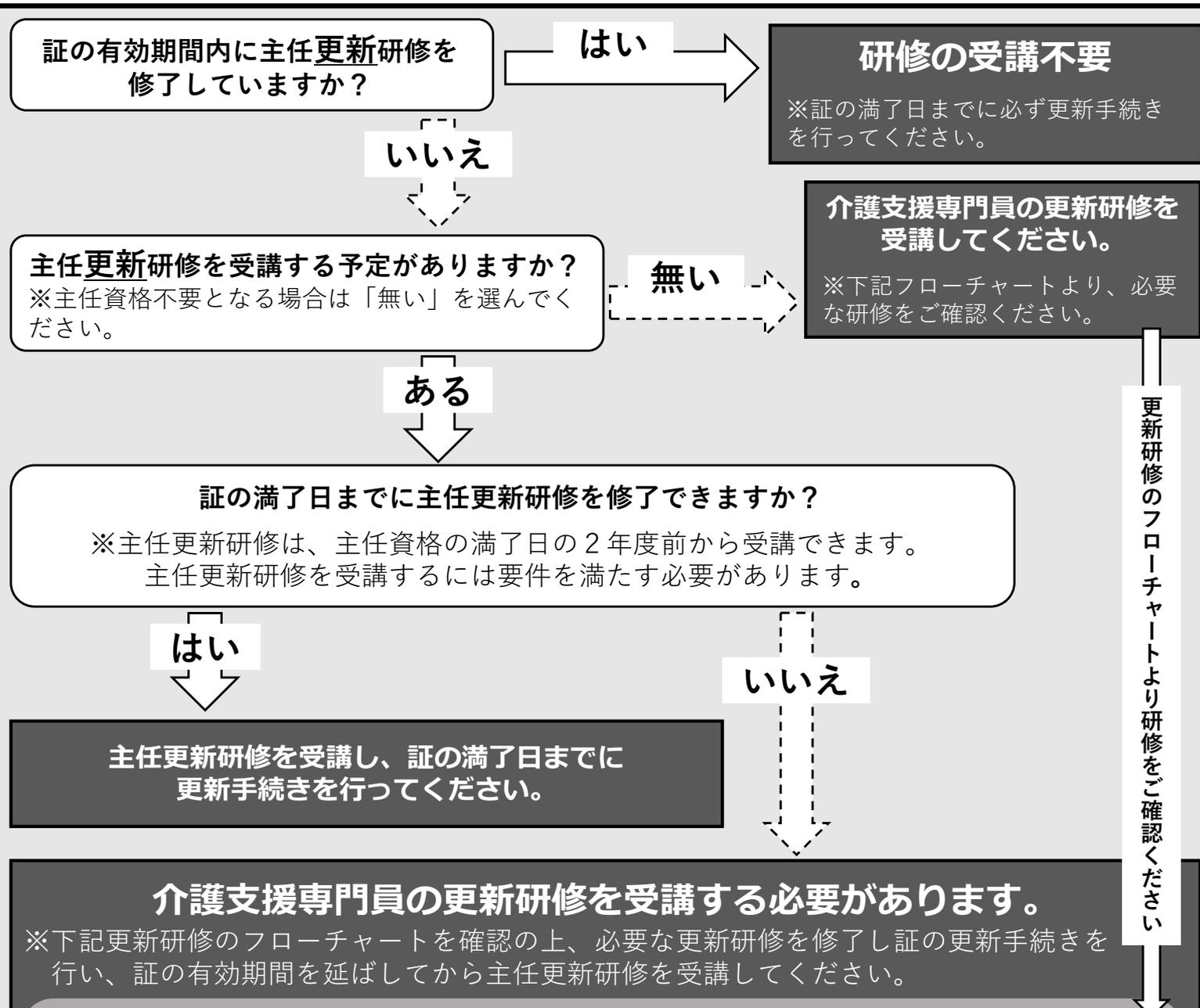
★更新研修A（後期）★

# 【主任資格をお持ちの方】証更新のための研修フローチャート

## 【注意】

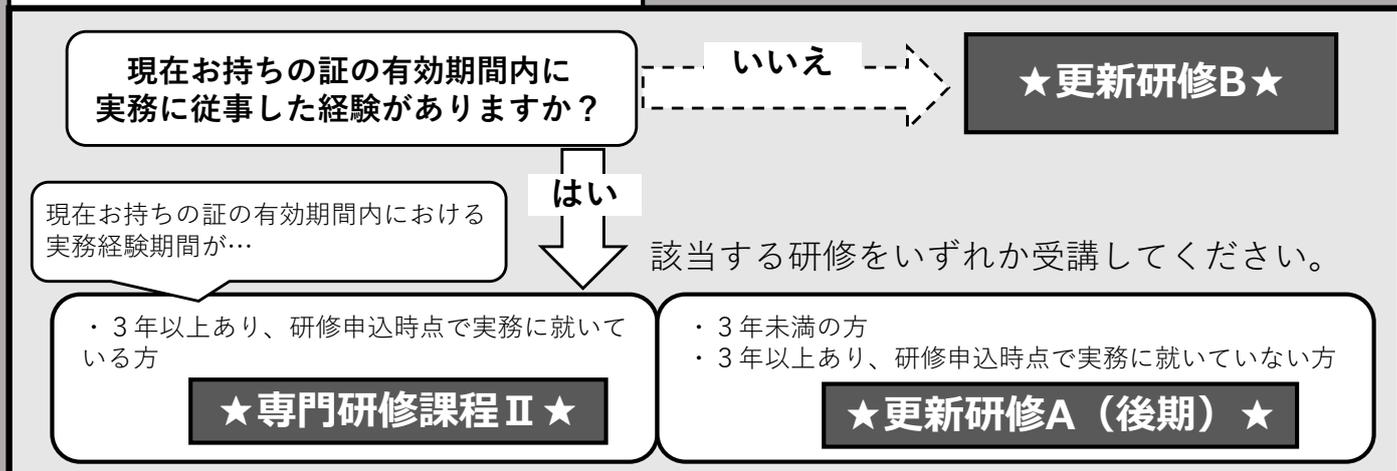
・証の有効期間が切れてしまうと主任資格も同時に失効します。**証の満了日までに必ず更新申請手続きを行ってください。**

・主任更新研修を修了している方は、介護支援専門員の更新研修が免除されます。



更新研修のフローチャートより研修をご確認ください

## 【参考】更新研修のフローチャート



# 特定一般教育訓練明示書

講座の名称	介護支援専門員専門研修課程Ⅱ		
実施方法	① 通学 (( 昼間 ・ 夜間 ・ 土日 )) ② 通信 スクーリング(回数 回)		
指定講座番号(15桁)	—	—	—
講座の創設年月日 平成28年3月25日	特定一般教育訓練給付金 対象講座の指定期間 年 月 日まで	過去一 年(R6年 度)の講 座実績	入講者数(965人) 修了者数 (958人)
訓練期間	5ヶ月	総訓練時間	34時間

## 1. 教育訓練目標

①取得目標とする資格の名称、目標レベル	介護支援専門員証の更新
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	厚生労働省
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	社会福祉士、介護福祉士等の介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の対象となっている国家資格を有し、加えて当該資格に基づく業務に5年以上かつ900日以上従事していることなど
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	介護支援専門員は、介護保険の制度上、居宅介護支援事業所や介護保険施設などに配置が義務付けられている。

## 2. 教育訓練の内容

教科 (カリキュラム)	時間	使用教材名
開催要項のとおり		

## 3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)

①受講するに当たって必要な実務経験等	申込時点で実務に従事しており、現在所有する介護支援専門員証の交付を受けてから実務経験が3年以上ある方のうち、有効期間が来年度までの方
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	介護支援専門員
③その他	

### [ 特記事項 ]

新規申請講座のため、R6年度現状報告書に基づく資格取得状況の記載なし
------------------------------------

# 特定一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況 R6年度現状報告書に基づく				
<b>(1) 資格取得状況</b>				
① 前年度の修了者数		人	/	
② ①に係る教育訓練の入講者数		人		
③ ②のうち目標資格の受験者数		人	受験率(③/②)	%
④ ③のうち合格者数		人	合格率(④/③)	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1		人	/	
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2		人		
※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。 ※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。				
<b>(2) 受講修了者による講座の評価等</b>				
① 回答者総数		人	/	
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	人		
	2 非正社員、派遣社員	人		
	3 その他の就業(自営業等)	人		
	4 非就業	人	} ②B: 非就業者計	
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	人	} ③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(転職)	人		
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	人		
④ 受講後の就業形態	1 正社員	人	} ④A: 就業者計	
	2 非正社員、派遣社員	人		
	3 その他の就業(自営業等)	人		
	4 非就業者	人	} ④B: 非就業者計	
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	人	} ⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下)	
	2 1割以上3割未満増加した	人		
	3 1割未満増加した	人		
	4 変わらない	人		
	5 1割未満減少した	人		
	6 1割以上3割未満減少した	人		
	7 3割以上減少した	人		
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	人	} ⑥の回答数合計	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	人		
	3 社内外の評価が高まる	人		
	4 早期に転職・再就職できる	人		
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	人		
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	人		
	7 趣味・教養に役立つ	人		
	8 その他の効果	人		
	9 特に効果はない	人		
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	人	} ⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	人		
	4 就職していない	人		
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	人	} ⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	2 おおむね満足	人		
	3 どちらとも言えない	人		
	4 やや不満	人		
	5 大いに不満	人		
<b>(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)</b>				
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法				
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の 兵庫県介護支援専門員研修修了認定要領に基づく (通信制講座の場合)				

# 特定一般教育訓練明示書

6. 受講効果の把握方法			
(1) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	兵庫県介護支援専門員研修修了認定要領に基づく		
(2) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	兵庫県介護支援専門員研修修了認定要領に基づく		
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	演習中、講師が巡回指導するとともに、全体発表・講師講評で科目ごとのポイントを共有する		
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	介護支援専門員協会、兵庫県福祉人材センターの紹介		
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 (代表者名: 入江武信)		
住所及び連絡先	神戸市中央区坂口通2丁目1-1 TEL 078-242-4633		
施設名称及び施設長名	福祉人材研修センター (施設長: 山内喜夫)		
住所及び連絡先	神戸市中央区中山手通7-28-3 TEL 078-367-5211		
苦情受付者	氏名 北川聡 所属 研修推進部	事務担当者	氏名 橋本修一 所属 研修推進部
連絡先	TEL 078-367-5211	連絡先	TEL 078-367-5211
特定一般教育訓練経費	1. 特定一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 円		
支払い方法  ① 一括払	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	円	
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	21,400 円	(うち、必須教材費 2,200 円)
② 分割払	2. 特定一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 円		
③ 両方可能	① 任意の教材費 (税込額)	円	
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)	円	
	③ 施設維持費 (税込額)	円	
	④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	円	
	3. 総額 (1+2) (税込額)		21,400 円



# 特 定 一 般 教 育 訓 練 明 示 書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況 R6年度現状報告書に基づく					
<b>(1) 資格取得状況</b>					
① 前年度の修了者数	275	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	275	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	275	人	受験率(③/②)	100.0	%
④ ③のうち合格者数	275	人	合格率(④/③)	100.0	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	5	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	248	人	就職・在職率(⑤+⑥/②)	92.0	%
※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。					
※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。					
<b>(2) 受講修了者による講座の評価等</b>					
① 回答者総数	155	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	112	人	②A: 就業者計	
	2 非正社員、派遣社員	27	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人	②B: 非就業者計	
	4 非就業	16	人		
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	122	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる	12	人		
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	5	人		
④ 受講後の就業形態	1 正社員	111	人	④A: 就業者計	
	2 非正社員、派遣社員	31	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人	④B: 非就業者計	
	4 非就業者	13	人		
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	2	人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下)	
	2 1割以上3割未満増加した	5	人		
	3 1割未満増加した	6	人		
	4 変わらない	112	人		
	5 1割未満減少した	1	人		
	6 1割以上3割未満減少した	4	人		
	7 3割以上減少した	1	人		
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	28	人	⑥の回答数合計	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	4	人		
	3 社内外の評価が高まる	7	人		
	4 早期に転職・再就職できる	11	人		
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	12	人		
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	6	人		
	7 趣味・教養に役立つ	15	人		
	8 その他の効果	23	人		
	9 特に効果はない	87	人		
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	3	人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	2	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	11	人		
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	5	人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	2 おおむね満足	53	人		
	3 どちらとも言えない	76	人		
	4 やや不満	13	人		
	5 大いに不満	8	人		
<b>(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)</b>					
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の 兵庫県介護支援専門員研修修了認定要領に基づく(通信制講座の場合)					

# 特 定 一 般 教 育 訓 練 明 示 書

6. 受講効果の把握方法			
(1) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	兵庫県介護支援専門員研修修了認定要領に基づく		
(2) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	兵庫県介護支援専門員研修修了認定要領に基づく		
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	演習中、講師が巡回指導するとともに、全体発表・講師講評で科目ごとのポイントを共有する		
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	介護支援専門員協会、兵庫県福祉人材センターの紹介		
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 (代表者名: 入江武信)		
住所及び連絡先	神戸市中央区坂口通2丁目1-1 TEL 078-242-4633		
施設名称及び施設長名	福祉人材研修センター (施設長: 山内喜夫)		
住所及び連絡先	神戸市中央区中山手通7-28-3 TEL 078-367-5211		
苦情受付者	氏名 北川聡 所属 研修推進部	事務担当者	氏名 橋本修一 所属 研修推進部
連絡先	TEL 078-367-5211	連絡先	TEL 078-367-5211
特定一般教育訓練経費	1. 特定一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		円
支払い方法  ① 一括払	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		円
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	21,400 円 (うち、必須教材費 2,200 円)	
② 分割払	2. 特定一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		円
③ 両方可能	① 任意の教材費 (税込額)		円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)		円
	③ 施設維持費 (税込額)		円
	④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)		円
	3. 総額 (1+2) (税込額)		21,400 円

## 教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正にご利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 特定一般教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接特定一般教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付（一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。）その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

- (4) 特定一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、特定一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、特定一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

※事務局使用欄※		
受付印		受講番号

令和7年度介護支援専門員専門研修課程Ⅱ・更新研修A（後期）  
介護支援専門員証（顔写真貼付のカード）の写しの提出票

※拡大縮小などの変倍はせず、以下の枠内に貼り付けてください。

氏名	
日中連絡先	
証写し 貼付け欄	

送付時は、P8の宛名ラベルを切り取ってご活用ください

必ず簡易書留で郵送ください